



資料 2

平成 27 年 1 月 30 日

新潟市ハイヤータクシー協会
高橋良樹 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号
日の出交通株式会社
代表取締役社長 都築雅夫



協会運営方法について

協会運営方法について一言申し上げます。

最近の国土交通省におけるパブリックコメント(意見募集)が協会会員各社に周知されて
いません。これでは会員に対する責務を果たしていません。

よって、下記の 2 件の案件が何故、会員各社に周知されなかったのか文書にて回答して
いただきたくお願い致します。

尚、ご回答いただけない場合、協会費の支払は一時保留とさせていただきます。

記

1. 事件番号 155140938
公示日 平成 26 年 12 月 22 日
締切日 平成 27 年 1 月 20 日
2. 事件番号 155140940
公示日 平成 26 年 12 月 26 日
締切日 平成 27 年 1 月 25 日

以上

新潟市中央区神道寺一丁目2番18号

日の出交通株式会社

代表取締役 都築 雅夫 殿

新潟市ハイヤータクシー協会

会長 高橋 良樹



パブリックコメント等の当協会に到着した文書の周知について

平成27年1月30日付け日の出交通株式会社代表取締役都築雅夫様より、新潟市ハイヤータクシー協会会長高橋良樹あて照会のありました「協会運営方法について」につきましてつぎのとおり回答します。

- 1 案件番号 155140938
公示日 平成26年12月22日
締切日 平成27年 1月20日

本文書は「「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正について」との標題の文書と思われま。この文書については、平成26年12月24日に新潟県ハイヤー・タクシー協会からメールにて通知を受けたものですが、照会のあった文書の意味合いが難しいこともあり、北陸信越運輸局の担当者に照会するも明確な回答がなかったことから、会員の皆様には伝達しておりません。

- 2 案件番号 155140940
公示日 平成26年12月26日
締切日 平成27年 1月25日

本文書は平成26年12月付けで自動車局旅客課から発出された「特定地域の指定基準案について」と標題のある文書と思われま。この文書は平成27年1月5日に新潟県ハイヤー・タクシー協会からメールにて通知を受けたものですが、非常に重要な文書との認識から、平成27年1月6日付けでFAXにて会員各社に配信しています。また、配信後は配信エラー発生の有無については必ず配信記録をもって確認していますが、当該文書には配信エラーは生じておらず、当該文書は確実に貴社に到着しているものと考えています。

なお、新潟市ハイヤータクシー協会は会員の皆様の協会であり、皆様のお役にたてるよう運営に努めております。当協会には数多くの情報として文書類が到着することもあり、会員への文書は、良く吟味したうえ取捨選択のうえで配信しています。今般の文書の配布の有無の差はこのような事情から生じたものです。ここまでに至る事情につきまして宜しくご理解をお願いします。

なお、当協会は皆様からの会員収入により運営されている団体です。会費に支払いについては事情ご理解のうえ、これまで同様宜しくご協力をお願いします。

平成27年1月6日

FAX連絡書

新潟市ハイヤータクシー協会 会員各位

全枚数(本票を含む): 6 枚

件名: 特定地域指定基準に係るパブリックコメントの募集について

いつもお世話になっております。

別添のとおり、平成26年12月26日付けで特定地域指定に係るパブリックコメントの募集がありましたのでお知らせします。

なお、募集期限が1月25日までになっていますので、ご意見を応募したい方は平成27年1月20日までに当協会あてお寄せ願います。

後ほど連絡します ご返信ください ご返信は不要です

新潟市ハイヤータクシー協会
専務理事
佐々木紀彦
〒950-0985 新潟市中央区和合町2-2-11
TEL:025-285-3613
FAX:283-5746

事 務 連 絡
平成26年12月26日

専務理事各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
理事長 神谷俊広

特定地域の指定基準案に係る意見募集について

標記について、国土交通省は、別添のとおりパブリックコメントの募集を開始しましたので、お知らせいたします。

本件について、全タク連では意見提出を予定しておりますが、各都道府県協会においてご意見がある場合は、直接、同省自動車局旅客課パブリックコメント担当に対して所定の様式で提出いただき、その写しを一通全タク連宛ご送付いただきますようお願いいたします。

特定地域の指定基準案に係る意見募集について

平成26年12月
＜問い合わせ先＞
自動車局旅客課
(41-242、41-243)

今般、国土交通省では、別紙のとおり、特定地域の指定基準を策定することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、以下の要領のとおり本件に対する意見を募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。

意見公募要領

1. 意見募集対象
特定地域の指定基準案について（別紙参照）
2. 意見募集期間
平成26年12月26日（金）～平成27年1月25日（日）（必着）
3. 意見送付方法
別添の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。
 - (1) 郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて
 - (2) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）
電子メールアドレス：ryokaku@mlit.go.jp
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて
※電子メールの件名を「特定地域の指定基準案」に関するパブリックコメント」として下さい。
 - (3) FAXの場合
FAX番号：03-5253-1636
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて
4. 留意事項
 - ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
 - ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
 - ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご了承下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

特定地域の指定基準案について

I. 背景

本年1月に施行した特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）に基づき、特定地域の指定基準を制定するものです。

II. 概要

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の（1）から（6）のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

（1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

（2）次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

（3）人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

（4）総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

（5）次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

（6）準特定地域における協議会の同意があること。

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年1月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として1回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. (1) から (6) に掲げる基準に該当しなくなった場合、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

3. その他

平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定は、2. に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

Ⅲ. 今後のスケジュール

制 定：平成27年1月（予定）

施 行：平成27年1月（予定）

(別添：意見提出様式)

国土交通省自動車局旅客課
パブリックコメント担当 あて

「特定地域の指定基準案」に関するパブリックコメント

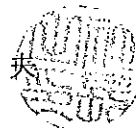
(フリガナ) 氏名	
住所	
所属	
電話番号	
電子メールアドレス	
意見	(対象部分) (ご意見) (理由)



平成 27 年 2 月 10 日

新潟市ハイヤータクシー協会
高橋良樹 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号
日の出交通株式会社
代表取締役社長 都 築 雅 夫



再度お問い合わせについて

ご回答、有難う御座いました。

確かに「パブリックコメント等の当協会に到着した文書の周知について」の表題の文書を受領致しました。

文書を拝読させていただきましたが下記部分につきまして再度、お問い合わせをさせていただきますたくお願い申し上げます。

記

1. 事件番号 155140938 について

① 平成 26 年 12 月 24 日、県協会より通知があったようですが「照会のあった文書の意味合いが難しいこともあり、北信越運輸局の担当者に照会するも明確な回答がなかったことから・・・」とあります。

- 1) 県協会からの FAX の写しを頂きたいです。
- 2) 県協会には問い合わせはされたのでしょうか?
- 3) 北陸信越運輸局のご担当者は、どなたでしたか?

② 「・・・会員の皆様には伝達していません。」とあります。

- 1) 会長様が難しいと判断された場合は、いつも伝達しないということをされるのですか?

まとめ

このパブコメは交通圏における「適正と考えられる車両数」の計算方法等を改定するものと考えます。

タクシー事業者にとっては最大重要死活事項です。

2. 事件番号 155140940 について

① 平成 27 年 1 月 5 日、県協会より「通知を受けたものですが・・・」とあります。

- 1) 県協会からの FAX の写しを頂きたいです。
- 2) このパブコメの公示日は平成 26 年 12 月 26 日でしたが、何故、市協会に通知が遅れたのかを県協会に問い合わせをしましたでしょうか?

以 上

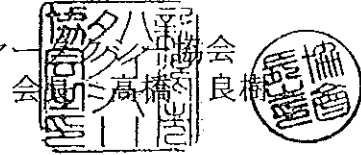
平成27年 2月16日

新潟市中央区神道寺一丁目2番18号

日の出交通株式会社

代表取締役 都築 雅夫 殿

新潟市ハイヤー



「再度お問い合わせについて」について (回答)

平成27年2月10日付け日の出交通株式会社代表取締役都築雅夫様より、新潟市ハイヤータクシー協会会長高橋良樹あて照会のありました「再度お問い合わせについて」についてつぎのとおり回答します。

1 案件番号 155140938

(1) 1) について

メールでの送信があったものでありファックスは在りません。

(2) 2)、3) について

当然関係部門にお問い合わせのうえ回答を得ています。氏名についてはお答えできる準備はできていますが、このような意図不明の文書に対しては、特定の個人名を回答することは差し控えさせていただきます。

(3) 「まとめ」について

”このパブコメは交通圏における「適正と考えられる車両数」の計算方法を改訂するものと考えます。”とありますが、運輸当局からは「そのようなものではありません」との回答を得ています。この部分が正に”照会のあった文書の意味合いが難しい”部分です。ご疑問については運輸局の担当部門にご照会下さい。

2 案件番号 155140940

(1) 1) について

メールでの送信があったものでありファックスは在りません。

(2) 2) について

本文書が全タク連から発出されたのは平成26年12月26日(金)午後5時39分という最年末のしかも勤務時間外でした。当協会にその文書が到達したのが平成27年1月5日(月)午前9時52分となります。当協会では、内容について県協会へ照会のうえ、翌日に皆様へ周知しています。年末年始という季節的な要因を考えると決して遅くなったものではないと考えています。

なお、パブコメの提出期限である平成27年1月25日(日)までには十分な時間があります。パブコメを提出する考えさえあれば確実に対応可能な時間はあったものです。

3 その他

高橋会長及び事務担当者としてはこのような意図不明の文書の遣り取りではなく、都築様、坂井様との互いに胸襟を開いての話し合いを望んでいます。ご検討願うとともにお会いできる日時をご連絡願います。

また、協会費については、当協会の会員であれば支払うのは当然です。早急なお支払いをお願いします。なお、協会監事については辞任の意向の文書が出されていますが任期中は監事としての職務を果たされるようお願いいたします。



平成 27 年 2 月 18 日

新潟市ハイヤータクシー協会
高橋良樹 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号
日の出交通株式会社
代表取締役社長 都築雅夫



再々度お問い合わせについて

ご回答、有難う御座いました。

確かに「再度お問い合わせについて」の表題の文書を受領致しました。

文書を拝読させていただきましたが下記部分につきまして再々度、お問い合わせをさせていただきますたくお願い申し上げます。

記

1. 事件番号 155140938 について

① 回答では「ファクスは在りません」、「当然関係部門に問合せのうえ回答を得ています」、「このような意図不明の文書に対しては、・・・」及び「照会のあった文書の意味合いが難しい」とあります。

1) 県協会からのメール(日付入り)の写しを頂きたいです。

2) 県協会の回答内容(日付入り)はどのようなものだったのですか?

3) 北陸信越運輸局の回答内容(日付入り)はどのようなものだったのですか?

4) 意味合いが難しいとは、一体、どういうものだったのですか?

そもそも、会長様が難しいと判断された場合は、いつも伝達しないということをするのですか?という回答がありませんでした。これについては如何ですか?

2. 事件番号 155140940 について

② 回答では「ファクスは在りません」とあります。

1) 県協会からのメール(日付入り)の写しを頂きたいです。

3. 「その他」について

「このような意味不明の文書・・・」とありますが、弊社に取っても何が意味不明なのか理解できません。只、日時等の基本的な部分の問い合わせをさせて頂いているだけです。事実確認が終わらないのに「互いに胸襟を開いての話合い・・・」とは如何なものかと考えております。また、協会費については「会員であれば支払うのは当然です。」とありますように、弊社としても当然のことと考えておりますが、このような他愛の無い事実確認すらできないわけですから一時保留とさせて頂いております。弊社の坂井につきましては提出日をもって辞任させます。

以上



平成 27 年 3 月 4 日

新潟市ハイヤータクシー協会
高橋良樹 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号
日の出交通株式会社
代表取締役社長 都築雅夫



平成 27 年 2 月 18 日付発送の質問書の回答について

依然、平成 27 年 2 月 18 日付発送の質問書のご回答がありません。

この間、電話等のご連絡も頂いておりません。

今後の対応を検討させていただきますのでご通知させていただきます。

以 上

平成27年 3月 5日

新潟市中央区神道寺一丁目2番18号

日の出交通株式会社

代表取締役 都築 雅夫 殿

新潟市ハイヤータクシー協会

会長 高橋 良樹



「再々度お問い合わせについて」について (回答)

平成27年2月18日付け日の出交通株式会社代表取締役都築雅夫様より、新潟市ハイヤータクシー協会会長高橋良樹あて照会のありました「再々度お問い合わせについて」についてつぎのとおり回答します。

1 案件番号 155140938

(1) 1) について

別添1のとおりです。

(2) 2) について

県協会に対しては架電にて問い合わせたものであり記録はありません。

(3) 3) について

北陸信越運輸局に対しては架電にて問い合わせたものであり記録はありません。

(4) 4) について

経緯の詳細については例会でお話ししたいものと考えています。

是非3月12日(木)開催の例会にご出席いただきご疑問についてご質問いただくようお願いいたします。

2 案件番号 155140940

別添2のとおりです。

3 その他

当協会に来て事実確認をすれば簡単に済むことに対し、その使用意図を明確にせず、文書により資料請求を行うことは大変失礼なことではないでしょうか。なお、上記2の文書について当初送付されていないとあったものが消えています。この文書は貴社に到達していたのでしょうか、それとも到達していなかったのでしょうか。

また、当方が誠意を尽くして回答しているのに対し貴社についての情報が一切提供がないとはどうしたことでしょうか。何のために「事実確認」を行う必要があるのでしょうか。「他愛の無い事実確認」という前に、これまでの文書照会の意図について誠意あるご回答をお願いします。

末尾になりましたが取り込み中であり回答が遅れたことをお詫びします。

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2014年12月24日水曜日 10:43
宛先: 新潟市協会 [REDACTED];

件名: Fwd: 「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について
添付ファイル: 「準特定地域における監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案パブリックコメントの募集について.pdf; 別添.pdf

関係各位

平素より大変お世話になっております。

参考に転送いたします。

ご意見のある場合には、その旨当協会にもお知らせください。

新潟県ハイヤー・タクシー協会

----- 転送メッセージ -----

From: "全国ハイヤー・タクシー連合会" <[REDACTED]>

To: Undisclosed-Recipient:;

送信済み: 2014年12月22日, 月曜日 午後 2:25:00 GMT+09:00 日本

件名: 「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

担当: 業務部

差出人:

送信日時:

2015年1月5日月曜日 9:52

宛先:

新潟市協会

件名:

Fwd: 特定地域の指定基準案に係る意見募集について

添付ファイル:

特定地域の指定基準案に係る意見募集について.pdf

関係各位

おけましておめでとうございます。
今年もよろしく申し上げます。

さて、新聞報道などで既にご存知のことと思いますが、
特定地域の指定基準について、パブコメ募集が始まりましたので
お知らせいたします。

新潟県ハイヤー・タクシー協会

----- 転送メッセージ -----

From: "全国ハイヤー・タクシー連合会" < >

To: Undisclosed-Recipient:;

送信済み: 2014年12月26日, 金曜日 午後 5:39:51 GMT+09:00 日本

件名: 特定地域の指定基準案に係る意見募集について

担当: 業務部



平成 27 年 3 月 10 日

新潟市ハイヤータクシー協会
高橋良樹 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号

日の出交通株式会社

代表取締役社長 都築雅夫



再々々度お問い合わせについて

確かに「再々々度お問い合わせについて (回答)」の表題の文書を受領致しました。

文書を拝読させていただきましたが下記部分につきまして再々々度、お問い合わせをさせていただきますたくお願い申し上げます。

記

1. 事件番号 155140938 について

- (2) 2) では記録にないということですが架電では、どのような内容を県協会に問合せたのですか？
- (3) 3) では記録にないということですが架電では、どのような内容を北陸信越運輸局に問合せたのですか？
- (4) 4) では「経緯の詳細については例会でお話ししたいものと考えています。」とありますが、そもそも、会長様が難しいと判断された場合は、いつも伝達しないということをするのですか?という質問でした。なぜ書面で回答できないのですか？

2. 「3 その他」について

「・・・文書により資料請求を行うことは大変失礼なことではないでしょうか。」とありますが、そもそも会員に対して国の施策情報を提示しない行為について質問をさせて頂いているだけですので、このような表現をされるのは不可解です。

また、「上記 2 の文書について・・・」とありますが、確かに郵送されています。これは今回、お送りしていただいた県協会から市協会へのメールの確認だけです。それを弊社に対して到達していたかの云々についても不可解な指摘です。

また、「当方が誠意を尽くして回答している・・・何のために「事実確認」を行う必要があるのですか・・・文書照会の意図について誠意あるご回答をお願いします。」とありますが、そもそも国の施策情報を会員に周知しなかったことに対しての問い合わせをしているだけです。それを失礼な行為と断言されること事態も不可解です。

尚、3月12日の例会は坂井は都合が悪く欠席させていただきます。

以上



平成 27 年 4 月 2 日

新潟市ハイヤータクシー協会
高橋良樹 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号
日の出交通株式会社
代表取締役社長 都築雅夫



平成 27 年 3 月 10 日付発送の質問書の回答について

依然、平成 27 年 3 月 10 日付発送の質問書のご回答がありません。
宜しくお願い致します。

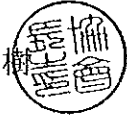
以 上



平成27年 4月 6日

新潟市中央区神道寺一丁目2番18号
日の出交通株式会社
代表取締役 都築 雅夫 殿

新潟市ハイヤータクシー協会
会長 高橋 良樹



「平成27年3月10日付発送の質問書の回答について」について (回答)

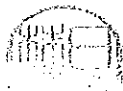
平成27年4月2日付け日の出交通株式会社代表取締役都築雅夫様より、新潟市ハイヤータクシー協会会長高橋良樹あてご照会のありました「平成27年3月10日付発送の質問書の回答について」についてつぎのとおり回答します。

平成27年3月5日付け「再々々お問い合わせについて」等によりお問い合わせのありました内容に関わる事項については、平成27年3月12日に開催された例会で会員にご説明しご了解をいただいております。その概要につきましては平成27年3月14日付けで送りした例会概要でお知らせしています。その際に、貴社の坂井氏にご出席いただきご質問等いただき意見交換を行えば良かったのですが、例会議題として事前にお知らせしたにも関わらずご出席されなかったのは誠に残念です。折角の意思の交換ができる場を利用されなかったのは貴社のご判断と考えています。

つきましては、これ以上の文書の遣り取りは無駄となります。これからは文書の送付はお控えいただくようお願いいたします。なお、文書の送付があったとしても当方からはご返事はいたしません。宜しくご理解をお願いいたします。

また、当方では事前にご連絡いただければ、いつでもお会いしお話しできる機会を設けたいものと考えております。

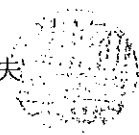
末尾になりましたが取り込み中であり回答の遅れたこととお詫びします。



平成 27 年 4 月 8 日

新潟市ハイヤータクシー協会
高橋良樹 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号
日の出交通株式会社
代表取締役社長 都築雅夫



平成 27 年 4 月 6 日付の回答について

1. 「平成 27 年 3 月 12 日に開催された例会で会員にご説明し了解をいただいております。その概要につきましては平成 27 年 3 月 14 日付けで送りした例会概要でお知らせしています。」とありますが、これは事件番号 155140940 についてのことだと思います。しかし、今回は事件番号 155140938 について問い合わせをしています。

今回、頂きました回答文では誤りの摩り替えであり、当方が質問させていただいている内容を全く無視されていると思われまます。市協会会員各社に対する監督官庁情報の隠匿としか考えられません。

下記のような安易な簡単な問合せです。

「事件番号 155140938 について

- (2) 2) では記録にないということですが架電では、どのような内容を県協会に問合せたのですか？
- (3) 3) では記録にないということですが架電では、どのような内容を北陸信越運輸局に問合せたのですか？
- (4) 4) では「経緯の詳細については例会でお話ししたいものと考えています。」とありますが、そもそも、会長様が難しいと判断された場合は、いつも伝達しないということをされるのですか？という質問でした。なぜ書面で回答できないのですか？」

加えて、「これ以上の文書の遣り取りは無駄になります。これからは文書の送付はお控えいただくようお願いいたします。」とありますが、文書での回答を拒否されるということでしょうか？何か不都合なことでもおありになるのでしょうか？

また、「これからは文書の送付返事はいたしません。」とありますが、何卒、お考えを改められ、上記の問合せについてご回答を頂けます様、宜しくお願い致します。

以上